

新たな価値づくり研究開発支援補助金における 直接人件費の計算に係る実施細則

新たな価値づくり研究開発支援補助金事業（以下、「補助事業」という。）に係る直接人件費の算出を次のとおり定めて運用する。

事務の効率化や計算事務の煩雑性の排除等の観点から、健康保険等級を使用した人件費の計算に係る必要な事項を定め、業務の適正な処理を図ることを目的とする。

なお、本実施細則で規定する等級単価一覧表（別表）は、毎年度更新するものとし、補助金公募要領において定める。

1 直接人件費の対象者

補助事業において直接人件費の対象とすることができる研究開発従事者は、次の各要件を全て満たす者とする。

- 補助事業者により雇用された者であって、少なくとも事業期間終了まで雇用を継続する予定であること。
- 実際に当該事業を執り行う者であること。
- 進捗管理や一時的なアドバイスを行う監督等、単なる責任者でないこと。
- 単なる作業員又は補助員等、並びに専ら当該事業の経理に従事する者でないこと。

2 直接人件費の積算

※直接人件費対象者の補助対象経費が補助期間内の給与等支給実績を上回る場合は、調整が必要となります。

(1) 算定式 人件費単価（円／時間）×当該事業に直接従事した時間数

※直接従事した時間が1,500時間を超える場合、1,500時間/人を限度とする。

(2) 人件費単価

- 健保等級適用者は、事業年度の健保等級に該当する等級単価を3の規定のとおり適用する。健保等級が適用できない者（以下、「健保等級適用者以外の者」という。）は、4の規定のとおり適用する。補助対象期間中に健保等級等に改定があった場合は、その改定月から改定後の等級単価等を適用する。

※他事業所からの出向者など、補助事業者との間に雇用契約があるものの、研究開発従事者に対する給与が補助事業者以外からも支払われている場合、補助事業者が負担した分のみで算出すること。

3 健保等級適用者

(1) 人件費単価

- 次のいずれかの要件を満たす者は、別表「等級単価一覧表」に該当する等級単価を適用する。
 - ア 健康保険料を徴収する事業主と雇用関係にある者。ただし、役員（使用人兼務役員を除く。）及び日額又は時給での雇用契約者は、健保等級適用者以外の者として取り扱う。
- ※ 使用人兼務役員：定款等の規定又は総会若しくは取締役会の決議等によりその職制上の地位が付与された役員以外の者
- イ 健康保険法による健康保険加入者であり、標準報酬月額保険料額表の健保等級適用者。
- 等級単価は、賞与回数に応じて次の各号に応じた区分を選択する。
 - ア 賞与が支給されない者、又は年4回以上支給される者。
別表 等級単価一覧表A区分
 - イ 賞与が年1～3回まで支給されている者
別表 等級単価一覧表B区分

4 健保等級適用者以外の者

(1) 人件費単価

- 給与形態別に次の各号の単価を適用する。
 - ア 年俸制 年額を12月で除した額を月額とし、別表の「月額範囲額」により該当する等級単価。
 - イ 月額制 別表の「月額範囲額」により該当する等級単価。
 - ウ 日額制 日額を所定労働時間で除した金額。
 - エ 時給制 当該時給額
- 前ア及びイの者に係る年額及び月額の算定には、次のものを含める（健康保険の報酬月額算定に準ずる）。
 - 基本給、家族手当、住居手当、通勤手当、食事手当、役付手当、職階手当、早出手当、残業手当、皆勤手当、能率手当、生産手当、休業手当、育児休業手当、介護休暇手当、各種技術手当、特別勤務手当、宿日直手当、勤務地手当、役員報酬の内、給与相当額など金銭で支給されるもの。

(2) 通勤手当の取扱（日額制又は時給制適用者）

- 通勤単価を所定の労働時間で除して得た額を4（1）ウ又はエの単価に加算することができる。
- 通勤手当の額は、給与明細、雇用契約書、就業規則等から確認できること。

(3) 賞与の取扱

- 事業期間内に支給される賞与を加算することができる。
なお、事業期間対象分の賞与を支給することが確定している場合を含む。
 - ア 年俸制又は月額制適用者
 - ・ 年額に加算できる賞与の額：年間賞与
 - ・ 月額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月（1円未満切捨て）
 - イ 日額制又は時給制適用者
 - ・ 日額に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日（1円未満切捨て）
 - ・ 時給に加算できる賞与の額：上期又は下期の賞与÷6月÷21日÷所定就業時間（1円未満切捨て）

5 申請時の提出資料

(1) 健保等級適用者

- ア 直接人件費対象者届出書（様式第1-1）
 - イ 被保険者標準報酬額決定通知書、同改定通知書（写）
 - ウ 直近の給与明細（写）
 - エ 就業規則、給与規程
※給与規程に賞与の支払回数について記載がない場合は、賞与の支払回数が確認できる書類も添付すること。
- ※ 新規雇用予定者の場合は、イ及びウは不要

(2) 健保等級適用者以外の者

- ア 直接人件費対象者届出書（様式第1-2-1、又は様式第1-2-2）
 - イ 直近の給与明細（写）
 - ウ 就業規則、給与規程（手当の金額・根拠がわかる書類）
- ※ ただし、新規雇用予定者の場合は、イは不要

6 実績報告時の提出書類

- ア 直接人件費積算書（様式第2-1）
- イ 直接人件費積算明細書（様式第2-2-1、様式第2-2-2、又は様式第2-2-3）
- ウ 補助対象経費に係る給与明細（写）
※ 健保等級適用者以外の者は、算定金額を含む諸手当等が確認できる書類も添付すること。
- エ 就業規則、給与規程
※給与規程に賞与の支払回数について記載がない場合は、賞与の支払回数が確認できる書類も添付すること。
- オ 研究日誌（様式第3）
- カ タイムカード・出勤簿等の出勤状況のわかる書類
- キ その他必要と認められるもの

令和6年度適用 等級単価一覧

等級	健保等級適用者		労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)		労務費単 価 (円/時 間)
	報酬月額	報酬月額	A. 賞与なし、年4回以上	B. 賞与1回~3回	月給範囲額		
		以上 ~ 未満			以上 ~ 未満		
1	58,000	~ 63,000	350	470	~ 84,420	470	
2	68,000	63,000 ~ 73,000	410	550	84,420 ~ 97,820	550	
3	78,000	73,000 ~ 83,000	470	630	97,820 ~ 111,220	630	
4	88,000	83,000 ~ 93,000	530	720	111,220 ~ 124,620	720	
5	98,000	93,000 ~ 101,000	590	800	124,620 ~ 135,340	800	
6	104,000	101,000 ~ 107,000	630	850	135,340 ~ 143,380	850	
7	110,000	107,000 ~ 114,000	670	900	143,380 ~ 152,760	900	
8	118,000	114,000 ~ 122,000	720	960	152,760 ~ 163,480	960	
9	126,000	122,000 ~ 130,000	770	1,030	163,480 ~ 174,200	1,030	
10	134,000	130,000 ~ 138,000	810	1,090	174,200 ~ 184,920	1,090	
11	142,000	138,000 ~ 146,000	860	1,160	184,920 ~ 195,640	1,160	
12	150,000	146,000 ~ 155,000	910	1,220	195,640 ~ 207,700	1,220	
13	160,000	155,000 ~ 165,000	970	1,310	207,700 ~ 221,100	1,310	
14	170,000	165,000 ~ 175,000	1,030	1,390	221,100 ~ 234,500	1,390	
15	180,000	175,000 ~ 185,000	1,100	1,470	234,500 ~ 247,900	1,470	
16	190,000	185,000 ~ 195,000	1,160	1,550	247,900 ~ 261,300	1,550	
17	200,000	195,000 ~ 210,000	1,220	1,630	261,300 ~ 281,400	1,630	
18	220,000	210,000 ~ 230,000	1,340	1,800	281,400 ~ 308,200	1,800	
19	240,000	230,000 ~ 250,000	1,460	1,960	308,200 ~ 335,000	1,960	
20	260,000	250,000 ~ 270,000	1,590	2,130	335,000 ~ 361,800	2,130	
21	280,000	270,000 ~ 290,000	1,710	2,290	361,800 ~ 388,600	2,290	
22	300,000	290,000 ~ 310,000	1,830	2,450	388,600 ~ 415,400	2,450	
23	320,000	310,000 ~ 330,000	1,950	2,620	415,400 ~ 442,200	2,620	
24	340,000	330,000 ~ 350,000	2,070	2,780	442,200 ~ 469,000	2,780	
25	360,000	350,000 ~ 370,000	2,200	2,950	469,000 ~ 495,800	2,950	
26	380,000	370,000 ~ 395,000	2,320	3,110	495,800 ~ 529,300	3,110	
27	410,000	395,000 ~ 425,000	2,500	3,360	529,300 ~ 569,500	3,360	
28	440,000	425,000 ~ 455,000	2,690	3,600	569,500 ~ 609,700	3,600	
29	470,000	455,000 ~ 485,000	2,870	3,850	609,700 ~ 649,900	3,850	
30	500,000	485,000 ~ 515,000	3,050	4,090	649,900 ~ 690,100	4,090	
31	530,000	515,000 ~ 545,000	3,240	4,340	690,100 ~ 730,300	4,340	
32	560,000	545,000 ~ 575,000	3,420	4,580	730,300 ~ 770,500	4,580	
33	590,000	575,000 ~ 605,000	3,600	4,830	770,500 ~ 810,700	4,830	
34	620,000	605,000 ~ 635,000	3,790	5,080	810,700 ~ 850,900	5,080	
35	650,000	635,000 ~ 665,000	3,970	5,320	850,900 ~ 891,100	5,320	
36	680,000	665,000 ~ 695,000	4,150	5,570	891,100 ~ 931,300	5,570	
37	710,000	695,000 ~ 730,000	4,340	5,810	931,300 ~ 978,200	5,810	
38	750,000	730,000 ~ 770,000	4,580	6,140	978,200 ~ 1,031,800	6,140	
39	790,000	770,000 ~ 810,000	4,830	6,470	1,031,800 ~ 1,085,400	6,470	
40	830,000	810,000 ~ 855,000	5,070	6,800	1,085,400 ~ 1,145,700	6,800	
41	880,000	855,000 ~ 905,000	5,380	7,210	1,145,700 ~ 1,212,700	7,210	
42	930,000	905,000 ~ 955,000	5,680	7,620	1,212,700 ~ 1,279,700	7,620	
43	980,000	955,000 ~ 1,005,000	5,990	8,030	1,279,700 ~ 1,346,700	8,030	
44	1,030,000	1,005,000 ~ 1,055,000	6,290	8,440	1,346,700 ~ 1,413,700	8,440	
45	1,090,000	1,055,000 ~ 1,115,000	6,660	8,930	1,413,700 ~ 1,494,100	8,930	
46	1,150,000	1,115,000 ~ 1,175,000	7,030	9,420	1,494,100 ~ 1,574,500	9,420	
47	1,210,000	1,175,000 ~ 1,235,000	7,400	9,910	1,574,500 ~ 1,654,900	9,910	
48	1,270,000	1,235,000 ~ 1,295,000	7,760	10,400	1,654,900 ~ 1,735,300	10,400	
49	1,330,000	1,295,000 ~ 1,355,000	8,130	10,900	1,735,300 ~ 1,815,700	10,900	
50	1,390,000	1,355,000 ~	8,500	11,390	1,815,700 ~	11,390	

※令和7年度版の等級単価一覧表が公表され次第、更新する
 補助金申請時と事業実施時の等級単価が異なる可能性があることに注意